



わ  
だ  
い

1日村長体験  
ほか

Otoineppu public relations magazine  
森とともに一人ひとりの匠が活躍する村

広報  
おとねっぴ  
no.603

2024  
令和6 12

## 中学生 1 日村長体験

11月25日（月）、音威子府中学校の中学3年生4名が総合的な学習の時間を活用し、ふるさと教育やキャリア教育を目的とした「1日村長体験」を行いました。中学生は役場庁舎に訪れ、初めに遠藤村長から委嘱状の交付を受けました。



次に職員訓示が行われ、実際に職員の前で1日村長の4人が挨拶を行いました。それぞれ1日村長を体験する上での抱負を語りました。



続いて、役場庁舎で村長や職員の仕事の様子を見学しました。実際に、村長が来客対応している様子を見学したり、各課各室でどのような仕事をしているかを聞いた上で、職員にも質問をして学びを深めました。教育委員会では、「中学校の教室が最近寒く感じるので対応してほしい」と要望する場面もありました。



役場庁舎での取材・見学を一通り終えた後は村長室に戻り、村長の仕事内容についても取材を行いました。仕事の体験として、書類の決裁業務を行いました。文書の内容を確認して、印鑑を押していく業務になり、4人とも少し緊張した様子でしたが、手作りのオリジナル印鑑を使用し、しっかりと

と業務をこなしていました。



そして、保健センターと福祉交流拠点施設「ときわ」を訪れ、施設見学を行いました。車いすの方でも利用できる浴槽を見たり、認知症の方に配慮した施設対応（あえて部屋の電気を紐で点灯・消灯できるものにするなど）、重点的ときわの仕事内容や介護が必要な人への工夫も学びました。



最後に、中学校へ一度戻り学んだ内容をまとめ、再び村長室を訪れ、村長へ報告を行いました。

短い時間ながらも、タブレット端末を活用して、仕事内容や課題把握を行い、課題解決に向けた提案資料を作成していたことに、遠藤村長も「すごい！」と感心した様子でした。

この1年間総合的な学習の時間で役場と協働して地域学習を深めた中学生が、令和7年2月号の広報誌紙面（一部）を担当します！お楽しみに！



## 小さな村g7サミット



## 「越境学習による地方と企業の共創」

11月8日（金）から10日（日）に熊本県五木村にて全国の人口が少ない村が集まり、共通の課題などを話し合う小さな村g7サミットが開催されました。五木村で取り組んでいる、地方と企業の関わりとして「越境学習※による地方と企業の共創」をテーマにワークショップが行われ、（株）良品計画、トヨタ自動車（株）が実際にどのように関わっているかの発表がされ、その後はパネルディスカッションも行われました。7つの村の村長による「首脳会議を経て、「全国の過疎地をリードしていくという気概を持ち、これからも取り組みを継続する」とした共同宣言が採択されました。五木の秋祭りにも参加し、村の特産品として蕎麦や羊羹、おと高卒業生の作品の販売や、g7サミットの各村によるクイズ大会も行われ、音威子府村からは、過去に記録された歴代最低気温についての出題が行われました。正解者の方には、そばとそばせんべいが贈呈されるなど地域PRの機会となりました。

※越境学習とは、普段勤務している会社や職場を離れ、まったく異なる環境に身を置き働く体験をすることから新たな視点などを得る学びのことです。

## 「ダムに振り回される五木村」

今回開催地となった熊本県五木村は、昭和38年からの3年連続の豪雨により、川辺川ダムの建設が求められ、昭和41年には国が「川辺川ダム計画」を発表し、そこから国・県に対して要求書を提出、平成2年には全ての水没者団体との間で補償基準について調印し、平成8年に下流域の生命と財産を守るための苦渋の決断として、「川辺川ダム本体工事着工に伴う協定書」を締結しました。しかし、平成20年に熊本県知事によって「現行の川辺川ダム建設計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を極限まで追求すべき」と表明された後、国土交通大臣が「川辺川ダム本体工事の中止」を表明しました。そのことから五木村は平成20年から「ダムによらない村づくり」を行ってきましたが、令和2年7月豪雨の発生により流水型ダムの建設を熊本県知事が要請しました。それにより、令和6年7月には五木村の安全安心の確保と若者が希望を持てる「ひかり輝く五木村」の早期実現のため、「流水型ダムを前提とした村づくり」のスタートラインに立つことを表明し、十数年単位で自然やダムに振り回されるまちづくりとなっています。

### ◇ふれあいコンサート in 音威子府

11月5日(月)、「道民と警察を結ぶ音の架け橋」として、道内各地で演奏活動をされている北海道警察音楽隊・カラーガード隊によるコンサートが、音威子府小中学校の体育館で開催されました。

約50名の村民の方々が集まり、幼児や小中学生も鑑賞に訪れた中で、すてきな音楽と共に交通ルールを守る重要性も伝えていました。



### ◇一人ひとりの輝きが集まる文化祭

11月1日(金)から3日(日)まで音威子府村公民館にて文化祭が行われました。

展示発表では、絵画や、裁縫作品、木工芸品など村民の方々の力作が多数展示されました。3日(日)には芸能発表が行われ、音楽や踊りで芸術文化を楽しんだほか、村民の方々による野菜スープ提供や、おと高生有志によるポストカード販売会そして、令和元年度以来となる、もちまきが行われ一人ひとりが輝き、楽しい時を過ごした文化祭となりました。



### ◇教育推進協議会講演会

11月14日(木)、音威子府小中学校にて教育推進協議会講演会が開催され、音威子府駐在所久川修所長による、インターネットにおけるトラブルや犯罪被害防止に必要なサイバーセキュリティについての講演が行われました。参加した村民の方々や教職員は、インターネットを悪用した犯罪の特徴について理解を深めることができました。



### ◇スポーツ賞を受賞されました

11月21日(木)、音威子府村教育委員会より、棚橋栄治さんへ音威子府村スポーツ賞が贈られました。おといねっぶ美術工芸高等学校などでクロスカントリースキー競技の指導者として、村のスポーツ活動と発展にご尽力されました。

棚橋栄治さんからは、「これまでの活動に対し、このような賞を頂戴し、光栄です。今後においても、より一層クロスカントリースキーを通じた音威子府村の発展を目指します!」と心強いコメントをいただきました。



### ◇ご結婚 50 周年、おめでとうございます!

11月22日(金)、金婚式(結婚50周年)を迎えられた、立川政俊・きみ子ご夫婦へ表彰状とお祝いの品が授与されました。ご結婚以来共に励まし合い、立派にご家庭を築き地域の発展に尽くしていただいた功績を称えるものとなっています。これからも健康で幸せな日々が続きますように願っています。



### ◇塩狩駅 100 周年を記念して ...

11月3日(日)、和寒町管理の無人駅「塩狩駅開業100周年」を記念して鉄道ファンによる企画で「団体臨時列車「塩狩号」が運行されました。旭川-音威子府間を運行し、音威子府駅での約1時間半の停車時間を活用するかたちで、道の駅でトークイベントが行われました。

トークイベントには約50名が参加し、村内業者である宗原商会の宗原均さんによる四方山話「この村に西野さんがいたから...」というテーマで、かつて駅そば「常盤軒」の店主であった西野守さんとの当時の思い出を語りました。



# 旭川地方法務局からのお知らせ

## 相続登記の義務化が始まりました！



これまで不動産の所有者（名義人）が亡くなり、相続が発生しても直ちに相続登記がされない要因として、相続登記の申請が任意であることや申請をしなくとも不利益を被ることが少ないことなどが指摘されており、所有者不明土地発生の原因となっていました。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、不動産登記法が改正され、本年4月1日から相続登記が義務化されることとなりました。

これにより相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内（遺産分割協議の場合は、話し合いがまとまった日から3年以内）に相続登記申請をしなければならないこととなりました。（既に発生している相続も対象となり、その場合は、令和6年4月1日から3年間の履行期間となります。）

この機会に不動産の所有者を確認していただき、相続登記がお済みでない場合は、早めに手続きをお願いします。

手続きの詳細については、法務省ホームページよりご確認ください。

URL [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00343.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)

QRコード



旭川地方法務局登記部門 ☎ 0166-38-1146



### 北海道苦情審査委員会のご案内

◇「北海道苦情審査委員会」制度とは、道の機関が行った業務に関する苦情を、皆さんに代わって、苦情審査委員会が公平で中立な立場から審査する制度です。

◇皆さん自身の利害に関する苦情であれば苦情審査委員会に申立てができます。

◇審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

◇個人情報の保護にも十分配慮します。

◇申立書は窓口へ持参するほか、郵送、ファックス、メールでも受け付けています。

※電話や匿名での申立ては受け付けておりません。

◇苦情の申立て方法は下記のQRコード・URLからご確認ください



QRコード

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kujiyou-mousitate.html>

道政相談センター ☎ 011-204-5523

※ 制度のご案内のみ（電話での申立てはできません）



### 住居・建物の管理にご協力ください

例年、屋根に積もった雪の落雪により、軒の破損やテレビ共同受信線の断線が発生しています。

公営住宅の軒について、屋根に積もった雪を下ろさずにいると、落雪時に雪の重みで破損してしまいます。

また、屋根に積もった雪、雪庇が落下する際にテレビ線を巻き込んでしまうと断線する危険があります。断線が発生すると、ご自宅や周辺でテレビが視聴できなくなり、修理に多くの日数と費用が発生します。

必要に応じて屋根の雪を下ろすなど、適切な管理へのご協力をよろしくお願いいたします。



総務課地域振興室

☎ 5-3311

経済課環境整備室

☎ 5-3314

# クリーンライフ

令和7年1月より、ペットボトルごみ袋が村指定ごみ袋から市販の袋に変わります。



今現在ペットボトル用のごみ袋は村指定の専用袋（オレンジ色の半透明袋）となっておりますが、令和7年1月10日のペットボトル収集日から、市販の白色の半透明での収集に変更いたします。（村指定の専用袋もそのままお使いできます。）

なお、市販の白色の半透明袋は現在「プラスチック製の容器包装ごみ」でも用いておりますが、必ず「ペットボトルごみ」と「プラスチック製の容器包装ごみ」をそれぞれ別の袋に分けていただき、決められた曜日に出してください。

もし、一つのごみ袋に「ペットボトルごみ」と「プラスチック製の容器包装ごみ」が混在した状態で出されていた場合は、収集できませんのでご注意ください。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 令和9年4月より、ごみ分別区分などが変わります

名寄市・美深町・下川町・音威子府村で構成する名寄地区衛生施設事務組合では、現在、炭化センターに替わる新しいごみ処理施設の建設を進め、令和9年4月の供用開始を予定しております。

これにより、ごみ処理方法が現在の炭化処理・埋立処理から焼却・破碎選別処理に切り替わり、ごみの分別区分が変わる予定の為、現在の検討状況をお知らせいたします。

1. ごみ分別区分が「燃えるごみ」や「燃えないごみ」などに変わる予定です。

正式名称については、今後協議してまいります。区分が変わることによって、ごみの分別がわかりやすくなります。さらに、ごみの減容化につながる予定です。

例えば、現在一般ごみで捨てていた割り箸や、つまようじを「燃えるごみ」で捨てるのが可能となり、埋立処理ではなく焼却処理に変わることによって、減容化になっていきます。

2. ごみ分別区分の変更に伴う、音威子府村指定ごみ袋や、収集曜日の変更を検討しています。

ごみの分別区分による変更があるため、現在、「一般ごみ」や「炭化ごみ」等の村指定袋の名称や、印字等を変更すると共に、各家庭に配布しております「ごみの出し方」や「ごみカレンダー」等も合わせて変更となります。

また、新しいごみ処理施設の受入日に合わせて、収集曜日の変更も現在検討しております。

住民課住民生活室 ☎ 5-3312



### 飲酒運転の根絶「さめたはず・・・」 その選択が車を凶器に変える

#### ◇飲酒運転は悪質な犯罪！

飲酒運転は、悪質、危険な犯罪です。

飲酒は安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断能力を低下させ、運転に大きな影響を及ぼし、重大事故に繋がる危険を高めます。

一人一人が「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを強く意識して、北海道から飲酒運転を根絶しましょう。

また、二日酔いでの運転も「飲酒運転」になります。アルコールチェッカーなどを使用して身体にアルコールが残っていないことを確認しましょう。

#### ◇飲酒運転は運転者以外にも処罰の対象！

飲酒運転は、運転者だけでなく、運転者以外の人にも重い処罰があることを知っていますか。

車を運転するおそれのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗した場合は、飲酒運転と同様に処罰の対象になります。

#### ◇「ハンドルキーパー運動」で飲酒運転を防止！

ハンドルキーパー運動とは、仲間と車で飲食店に行く場合は、あらかじめお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決めて、その人が仲間を自宅まで送り届けることです。

お酒を提供する飲食店では「来店客が車で来ないか」車で来ている場合は「ハンドルキーパーは誰なのか」を確認して、飲酒運転を防ぎましょう。

#### ◇飲酒運転情報の提供を！

北海道警察では、悪質な飲酒運転を根絶するために「飲酒運転ゼロボックス」による飲酒運転情報や、飲酒運転根絶に向けたアイデアを受け付けておりますので、皆様のご協力をお願いします。



- 問 名寄警察署 01654-2-0110
- 問 美深警察庁舎 2-1110
- 問 音威子府駐在所 5-3300



### 「令和6年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を送付しています」

令和6年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付した方へ、令和6年分の社会保険料 国民年金保険料 控除証明書を送付しています。所得税及び住民税の申告において、今年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお願いいたします

対象者	送付時期
令和6年1月1日から令和6年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	令和6年10月下旬から、11月上旬にかけて順次郵送
上記の方のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	令和6年10月中旬に順次電子送付済

◇「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するよくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkingo.jp>）に掲載中です。ぜひご利用ください。また、「ねんきん加入者ダイヤル」でもご相談をお受けしています。

- 問 日本年金機構旭川年金事務所 0166-27-1611
- 問 ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004
- 問 住民課住民生活室住民係 5-3312



### 自衛官の募集について

◇自衛官候補生（男子・女子）令和7年2月試験

応募資格	18歳以上32歳以下 ※令和7年4月1日現在
受付期間	受付中～令和7年1月23日（木）締切 ※2月以降の試験も、随時受け付けて おります。
試験日	令和7年2月2日（日）、3日（月） ※いずれか1日を指定できます。
会場	※細部受付時にお知らせいたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって上記内容から変更となる場合があります。

- 問 自衛隊旭川地方協力本部名寄出張 01654-2-3921
- 問 総務課総務財政室 5-3311

## 保健センターだより

### 「ケアラー」「ヤングケアラー」について ～支える人を、ひとりにしない。～

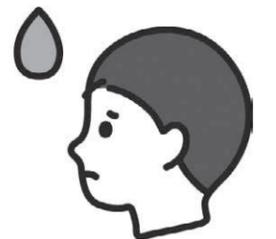
「ケアラー」とは、高齢や障がい、疾病などでこころやからだに不調のある家族や友人の「介護」「看護」「療育」「気づかい」などを無償でする人のことをいいます。また、高校生以下のケアラーは「ヤングケアラー」と呼ばれ、本来は大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。

ケアラーは家庭の問題ということもあり、悩みなどを周囲に相談することに抵抗感を持つ方も多く、自身の心身に大きな負担を抱えている場合があるということが調査で明らかとなっています。また、ヤングケアラーは、本人に自覚がない場合が多いなど、支援が必要と判断される状況であっても表面化しづらいという傾向があります。

ケアラー自身にも支援が必要な状況が明らかになったことで、令和4年より北海道ケアラー支援条例が施行されました。これまでは比較的「ケアを必要とする人」を中心に支援体制など考えられることが多い状況でしたが、新たな視点として「ケアラーも併せて支援の対象者」として考えていくことが重要となります。心身の負担を軽減するなどケアラー自身の生活の質向上は、ケアを必要とする人にとっても虐待行為の防止など、ケアの質の向上にもつながります。

地域社会全体でケアラーを支えることが必要です。周囲で支援を必要としているケアラーに気付いた場合は相談機関への情報提供、ご本人に相談を促していただくことが重要となります。ケアラーの方は悩みや負担を一人で抱え込まないようご相談ください。

問 ケアラー相談窓口 音威子府村保健福祉センター ☎ 9-3050



健康・福祉に関するさまざまな情報をお伝えします

村公式 SNS でも、  
情報発信中！

フォロー＆「いいね」  
お願いします！



Instagram



Facebook



## 地域おこし協力隊 / プロマネ活動報告

なまらいっしょ北海道フェアでお手伝いしました  
地域おこし協力隊 光森 恵理子

11月2日(土)~3日(日)に、商工会と協働で地域交流促進イベントとして「なまらいっしょ北海道フェア」(in 東京都三軒茶屋)に参加し、お手伝いしてきました!

音威子府村としては、初の東京でのPRイベント出展とのことでした。商工会ブースでは、ジェラートの販売・村ブースではおと高卒業生横内さんやおおもりさんの商品(スプーン・トートバック)を販売しました!

会場は大賑わいで、やはり海産物や乳製品が人気でした。果たして、この環境で作家さんの商品が売れるのか?との疑問もありましたが、良いものは良い反応が。作家のモノづくりへの想いを解っていただける方が多く、たくさん商品がお嫁へ行くことになりました!また、東京でも村を知っている方、おと高生の保護者の方も立ち寄っていただき、たくさん応援してもらえてありがたかったです。



小さな村 g7 サミット・マイ箸ワークショップ  
地域プロジェクトマネージャー 加藤 瑛瑠

11月8日(金)~10日(日)に、熊本県五木村で開催された「小さな村 g7 サミット」に参加してきました。会場には、全国各地域から人口1,000人以下の7つの村が集まり、各自治体の活動報告を行っていました。五木村秋祭りでは、音威子府村ブースを設置し、特産品を販売。音威子府村の魅力をアピールしてきました。

また、11月16日(土)に木遊館で「マイ箸ワークショップ」を開催しました。定員いっぱいの10名の参加者皆さんと、鉋(かな)を使って自分だけの特別な箸を制作しました。完成後は、鉋屑を箸で持ち上げ、使い心地を試しました。

仕上げにレーザーで自分の名前を刻印して特別な箸が出来上がりました。



## Otoineppugram - SNS 広報担当(佐藤)が撮影した写真から、おすすりピックアップ-

オトイネップ+テレグラム(電報)



Otoineppu\_vlg

熊本県, 五木村



Otoineppu\_vlg

2021年に始動した「都市圏学生交流推進事業」で、村に数回滞在したことのある藤盛さん(写真左:当時は東大2年生。現在、総務省就職)と、2022年・2023年と2年連続でインターンシップに参加してくれた池田さん(写真右:熊本学園大学4年生)が、五木村のお祭り(g7サミット)に来てくれました!

藤盛「村での滞在を通して、自分の人生感が大きく変わり、感謝しています!」

池田「村のインターンシップ後に、自分に自信を持つことができどんなことにも積極的に動けるようになりました!」と、それぞれ話してくれました。

今回会いに来てくれたお2人の他にも、これまで村の事業に関わってくれた学生さんは、引き続き村や村民の方への想いをもち続けていてくれており、さまざまなかたちで関わりを持ってきています。

離れていても、時間が経ってしまっても、村や村民の方々のことを想い続けてくれる地域外の方々との関係性を大切に、今後も多様なかたちでの関係人口を作っていく取り組みを進めていけたらと思います。

- # 都市圏学生交流推進事業
- # インターンシップ
- # 関係人口創出
- # 地域への愛着づくり
- # 1回限りではない関係性の構築は、簡単そうに見えて実は難しい
- # 人間関係は、何にも替えられない財産



## 入札結果公表

○ 11月分

工事・事業名	入札参加業者 (*印は落札・請負業者)	入札価格 (税抜)	予定価格	契約価格 (落札率)	概要	期間
村有林保育間伐・枝打ち事業	* 上川北部森林組合美深支所	980,000円	1,111,000円	1,078,000円 (97%)	保育間伐(咲来5林班37.40小班1.78ha)及び枝打ち(1,621本)	R6.11.5 R7.1.25
	(随契約理由) 村内の山林状況を熟知し、自然状況に合った森林整備に精通した専門的知識や豊富な技術・経験を有しており、北海道林業事業体登録制度の登録認定を受け「森林プランナー」資格者が所属し、本作業の遂行に必要な条件を満たす唯一の団体であるため。					

総務課総務財政室 ☎ 5-3311

